

令和5年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年10月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔(欠席)	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治	32番 大隅 高博
35番 高良 悟	36番 重光 清士	

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日 野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金子 明
農地管理係 家 守 有里彩

(開会 14:03)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。14番坂田委員から欠席届が出ております。
これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名農地利用最適化推
進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に18番林委員、1番徳田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

26ページまで151件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （金子）解約が多くなっている関係ですけれども、福岡県農業振興推進機構が動いていま
す。農地の団地化ということで、烏集院と杷木久喜宮の方で、園芸団地化を図りたいとい
うことでモデル事業を行っております。その関係で、新たに利用権を設定するとい
うことで、解約の方を行っております。もともと相対でしていたところ中間管理権を設定するとい
うことで、一旦解約しまして同じ形で貸し借りを行います。入金があった分で、利用権を
設定した分を解約して、別の人に貸すということで、今回、その整理の分でかなり増えた
ようになっています。基本的にはまた再設定するような形になりますので、今回増えてい
ます。また、一般の貸し借りも含まれています。説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。報告番号1番から151番までを一括とし、質問や意見
のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

9番挙手

議 長 9番窪山委員

9番 （窪山委員）今言われた久喜宮地区の他に、今後もあり得るということでしょうか。

農業振興課 （金子）今動いているのが1地区でありまして、烏集院と久喜宮地区のモデル事業で主体
となっているのが、そこだけになっています。今後、県の機構から話があれば出てくるか
もしれません。モデル事業ということであるので、これ以上増えるかどうかわからない状
況です。

8番 （吉松委員）農家の皆さんは事情を周知していますか。

農業振興課 （金子）地元には説明会を実施しています。この事業に参加する人には、参加するという

意思表示をしてもらっています。基本的には10年間となっています。

8番 (吉松委員) 借り手がいることだから、全部農地が埋まっているのでしょうか。

農業振興課 (金子) 今、出し手と受け手と調整して、全部埋まるようにしています。烏集院は14ヘクタール、久喜宮は30ヘクタール。まず、話をつけて、相手方を決めて行っているので、14ヘクタール、30ヘクタールについては、基本的に全員決まっています。

8番 (吉松委員) 協議は随時しているのですか。

農業振興課 (金子) そうです。県の機構が配分してやっています。決まっていない箇所は、もともと設定しません。基本、相手方は、地元の方や久留米市の方に決まっています。

議長 これは、解約してまた、新たに農業振興課が契約して、中間管理機構に書類を出すようになるのですか。

農業振興課 (金子) 書類を農業振興課に出してもらいます。そして、中間管理権を設定しますので、出し手の方は、中間管理機構と契約するようになります。もともと設定しているものを同じように貸すような形、配分等も出てきます。解約は多くなっています。

議長 解約した人は、新たにもう一回同じ契約をする人が多いのですか。

農業振興課 (金子) そうです。

議長 その中に、中間管理機構が入り、農業振興課がとりあえずは書類づくりをするのですか。

農業振興課 (金子) そうですが、ある程度は、中間管理機構がします。それに合わせて農業振興課が設定していきます。

4番 (末石委員) 借りる相手がいないと対象にならないですね。借りる人、受ける人の設定は中間管理機構はしないのですよね。条件が悪いところはどこをどうしていくのですか。
(「基本、自分で見つけてこなくてはいけない」と呼ぶ者あり)

議長 今までの貸し借りと変わらないが、中間管理機構はワンクッション入って、ちょっとお金をもらうようになる。

8番 (吉松委員) 烏集院地区は、そのような説明はあったでしょうか。

4番 (末石委員) 久喜宮地区については、説明があった。条件の悪いところは、そのまま。荒地は、借りない。これは、農振農用地だけです。

農業振興課 (金子) 農振農用地じゃなくてもよいです。

議長 (吉松委員) 今までの貸し借りを解約して、同じ貸し借りをして、間に中間管理機構が入ることになります。

4番 (末石委員) あと一件あるのが、自分の土地を自分がつくっているものを中間管理機構に貸して、助成金が出ます。

議長 自分の土地を貸したい、借り手がいなくても、中間管理機構は動きません。

9番 (窪山委員) このような状態で、中間管理機構が借りて、借り手が耕作できないとなった場合は、中間管理機構が借りた状態で、置いておくようになるのですか。

議長 暫時休憩します。

休憩 14時16分

再開 14時18分

議長 他に質問や意見はありませんか。

10番 (長野委員) 中山間地域ということですが、何を作付けしていますか。

農業振興課 (金子) 烏集院は、もともと作っていた野菜系です。水稲と分けて、園芸施設、上の方が坂になっている。下の方が水稲になっている計画です。久喜宮の方についても、計画があるんですが、配分があります。今のところ野菜をつくりますが、計画を確認していません。

議長 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第 1 号を終わります。

次に報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明。続けて、報告内容の説明をさせていただきます。願出人、申請土地、契約の種類及び許可年月日については記載のとおりです。許可取消の理由ですが、申請土地を含む 4 筆について、平成 3 0 年 4 月定例会の審議により、契約内容「売買」で許可されています。このうち 3 筆については、売買され登記も完了しておりますが、今回の申請土地については、譲渡人、譲受人の間での売買を取りやめ、譲受人の子との利用権設定、貸し借りをすることで、話がまとまったため、今回取消願が提出されています。以上です。

議 長 事務局の説明は終わりました。

報告番号 1 番について質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、以上で報告第 2 号を終わります。

議 長 2 8 ページをお開き下さい。次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（家守）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （家守）詳細について説明

利用権設定届出件数は 2 2 4 件、設定面積 5 0 . 2 ヘクタールです。設定筆数は 4 3 1 筆です。次のページに移ります。地区別の利用権設定面積の内訳は、今回、新規の設定については、朝倉地域と杷木地域、更新が蟠城地域となっています。続いて次のページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が、1 0 年間、次に多かったのが 6 年間、続いて 3 年間という結果になっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。

議 長 3 1 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 1 7 番手嶋委員を指名いたします。

次に審議番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 18 番林委員、20 番井手委員を指名いたします。

審議番号 1 番から 2 番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号 1 番から 2 番について、賛成の方の挙手を求めます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第 2 号は承認されました。

32 ページをお開き下さい。

次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（渡辺）朗読をもって説明。36 ページまで 16 件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

17 番手嶋委員。

17 番挙手

議 長

17 番手嶋委員。

17 番

（手嶋委員）審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、相手方からの要望。譲渡人は、高齢による規模縮小。これは、昨年末でしたか、キャンプ場が出来た審議があったものの空き地があったものを買いたいということで、譲受人から申請が上がっています。別に問題はないと思っています。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。

17 番挙手

議 長

17 番手嶋委員。

17 番

（手嶋委員）審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。この件は空き家バンクに関した家を購入するにあたって農地が約 1000㎡、家の裏にあるところです。この譲受人は、佐賀の三養基郡基山町。今は、農業がしたいということで、農業関係の学校に行っています。将来的には、この家に住むということで、管理は大丈夫だろうと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

9 番 挙手

議 長 9 番 窪山委員。

9 番 (窪山委員) このような新規就農で面積が大きくて、1 反以上あるような場合は、議案書に年齢を書いた方が審議し易いのではないですか。70 歳など高齢では賛成できないと思われます。

17 番 (手嶋委員) 46 歳だそうです。

9 番 (窪山委員) もしよかったら、事務局に審議の参考として年齢を記載したらどうですか。

議 長 報告するときに年齢を言うようにしたらどうですか。

9 番 (窪山委員) 委員の皆さんに認識してもらわねばなりませんね。

議 長 譲受人は、規模拡大は考えていないようでした。1,000㎡程度あるので、最初からできないので、少しずつやっていくようです。仕事にもいくようです。いずれ移住するようになっています。リフォームが終わればこちらに住む予定になっています。有機農業をしたいとのことでありました。

9 番 (窪山委員) 新規就農者で、認定新規就農とか、別の情報を記載してもらった方が審議しやすい。わからない。面談をしているようですが、情報量が少ない。審議しにくいので、他に方法がないですか。

議 長 農業振興課がしている新規就農者は、これとは全然別ものです。これは農地だけを耕作するものです。情報的には、農業振興課には書類をたくさん作成する必要があります。このケースは農地を買って農業をしたい。基準は農地を荒らさないように、約束を取る。普通の新規就農で、農業振興課を通すものとは違います。とりあえず、農業をしたい。

17 番 (手嶋委員) 将来的には、拡大していきたいことはちらっと言っていました。

議 長 最初からなんでもできないではないですか。

18 番 (林委員) 現在、赤村で農業研修も受けています。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2 番は許可といたします。

次に、審議番号3 番について、担当委員の説明を求めます。5 番武井委員。

5 番 挙手

議 長 5 番武井委員。

5 番 (武井委員) 審議番号3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由。譲受人は規模拡大、譲渡人は、相続したが農家でないためです。農地法第3 条第2 項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進員から補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号3 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3 番は許可といたします。

次に、審議番号4 番について、担当委員の説明を求めます。14 番坂田委員は欠席ですので35 番高良委員。

35 番 挙手

議 長 35番高良委員。

35番 (高良委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由。譲受人は規模拡大、譲渡人は、相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は新規就農ということで、自家栽培をするということです。譲渡人は現在、譲受人が管理している農地を隣接する住宅とともに譲受人に売却するため。こちらは、家を買うと同時に、すぐ横に705㎡の農地がありますので、それも一緒にと、相手方の要望で対応されています。自家栽培をするようです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望。譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

(小島委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は近隣に農地を所有しており効率的な営農を行うため。譲渡人は相続した農地を譲受人である兄に譲り渡すためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員から補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議 長 7番椿委員。

7番 (椿委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は規模縮小。親子関係ではありません。

農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

30番挙手

議 長 30番星野委員。

30番 ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議 長 7番椿委員。

7番 (椿委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望。譲渡人は、規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

30番挙手

議 長 30番星野委員。

30番 ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議 長 7番椿委員。

7番 (椿委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は、規模縮小です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。
 副会長 審議番号１１番は、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代します。
 議長を交代しました。次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。
 １９番樋口委員。
 １９番挙手
 副会長 １９番樋口委員。
 １９番 （樋口委員）審議番号１１番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人と譲渡人は叔母と甥の関係です。譲渡人が父から相続した土地を、譲受人に贈与する形になります。権利移転の理由は、譲受人は、相手方からの要望。譲渡人は離農ということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。
 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 副会長 なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。
 議長 議長を交代しました。
 次に審議番号１２番について、担当委員の説明を求めます。１５番永井委員。
 １５番挙手
 議長 １５番永井委員。
 １５番 （永井委員）審議番号１２番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は、相手方からの要望。譲渡人は離農ということです。譲受人の国籍は、韓国籍になります。農地法第３条第２項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。
 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議長 なければ、審議番号１２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号１２番は許可といたします。
 次に審議番号１３番について担当委員の説明を求めます。８番吉松委員。
 ８番挙手
 議長 ８番吉松委員。
 ８番 （吉松委員）審議番号１３番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は、営農の効率化、規模拡大。譲渡人は相手方の要望ということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。
 議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議長 審議番号１３番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議長 なければ、審議番号１３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号１３番は許可といたします。

次に審議番号 14 番について担当委員の説明を求めます。10 番長野委員。

10 番挙手

議 長 10 番長野委員。

10 番

(長野委員) 審議番号 14 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は、相手方の要望。譲渡人は、譲受人の所有地を通らなければ入れないため、譲り渡すものとなっています。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 14 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 14 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 14 番は許可といたします。

次に審議番号 15 番について担当委員の説明を求めます。4 番末石委員。

4 番挙手

議 長 4 番末石委員。

4 番

(末石委員) 審議番号 15 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人と譲渡人については、親子関係です。譲受人は、親から子への贈与。譲渡人は子への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 14 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 15 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番は許可といたします。

次に審議番号 16 番について担当委員の説明を求めます。16 番畑委員。

16 番挙手

議 長 16 番畑委員。

16 番

(畑委員) 審議番号 16 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、規模拡大。譲渡人は、高齢による規模縮小です。この土地は、譲受人の自宅前のところです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 16 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 16 番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14 時 45 分まで休憩します。

14 時 50 分休憩

15 時 28 分再開

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。３７ページをお開き下さい。
- 次に、議案第４号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、審議番号１番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 （川波）議案朗読をもって説明。１件ございます。変更前後の申請、申請土地の状況については、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、まず自己用住宅として転用許可を令和３年１１月２５日に５条許可を受けています。農地転用を受けた後に、２世帯住宅を建てなければならなくなったことから許可地では狭く事業を中断されていたものです。今回、新たに申請人が購入し、子のため貸家住宅を建築しようとするもので、転用目的も貸家住宅に変更するものです。参考事項として、もともと居宅１棟自己用住宅で建てるものを居宅１棟貸家住宅になっております。議案第６号の４と関連しております。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認いたします。
- ３８ページをお開きください。議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局
- 事務局 （川波）議案朗読をもって説明。３件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。３５番高良委員。
- ３５番挙手
- 議 長 ３５番高良委員。
- ３５番 （高良委員）審議番号１番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は農地改良（一時転用）、転用の理由は柿の栽培のため地上げして営農の効率化を図るものです。地上げの高さは、約０．５ｍ、作付けはミカンです。農地法の運用については、１０ヘクタール以上の一団の農地（一時転用）に該当します。用途区分は、農用地区域外。農地の区分は第１種農地です。水利関係承諾の状況ですが、中原区会長から「排水は北側水路に行くこと」と条件付きで承諾が得られています。また、「農地転用許可申請に関する調書」、いわゆる周辺農地所有者等のこの農地改良（一時転用）についての承諾状況です。申請農地の南東に道路があり、この道路を越えて接する農地があります。この農地の所有者からは「雨水が自身の所有する農地に流れ込むのではないか」という理由で承諾を得られておりません。本件の地上げ高は、利用計画図によると道路面より低く仕上げるようになっています。また、雨水排水は北西にある既設水路に流れるように計画され、水利承諾書の条件に合っており、かつ、一時転用に承諾を得られていない農地とは反対方向への排水計画になっています。このことから、水利承諾書の条件を守り、申請にある計画どおりの農地改良（一時転用）であれば、特に問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
- １２番挙手
- 議 長 １２番田中委員。

- 12番 (田中委員) 説明は、関係者に行って対応しているんですか。
事務局挙手
議長 事務局。
事務局 (川波) あくまでも、転用計画を示したうえで、承諾を得られているかということでございます。説明したからと言って納得されない方は納得されません。
- 12番 承諾を得るようなことはしないんですか。
事務局 (川波) 承諾を得られないままでありますが、水利関係者の承諾をもって、朝倉市農業委員会としてどういう風に決するかが重要だと考えています。調書はそもそも、申請書への添付は必要がなく、農業委員会が状況を把握する書類になっております。農業委員会からの意見を県に出させてもらう対応になると考えます。例えば、条件を付した方がいいんじゃないか等。ご審議頂きまして、結果に伴って県に提出させてもらうこととなります。
- 1番 (徳田委員) ミカン栽培とありますがもう植えてありますよね。違う作物を植えるんですか。
事務局 (川波) もうすでに作付けがされていますが、一旦撤去してまた 植え付けるということではないと聞いております。今回の一時転用計画では、ミカンを植えるということではなくて、耕作管理が便利になるようにするための機械を入れたりするもので、先にミカンを植えています。事前の盛土はありません。盛ってあるように見えても、ミカンの廻りにこんもりかかっている程度でした。
- 議長 表土の上に、土砂を置くようになるんですよね。
事務局 (川波) ミカンはそのまま、土砂を置くようになります。
- 18番 (林委員) 今出ていることを条件に入れて県に提出したらどうですか。
6番 (小島委員) 全体的に農地をあげていくのですか。
議長 50cm上げて道路より高くなるようにはなっていない。よければ、そういう条件付して県に提出したらどうですか。
- 9番 (窪山委員) さっきの意見であれば、南東の農地の人は賛成していないのですか。県の方に提出していく場合並行して審議していくのか。農業委員会としては認めました。しかし、反対している人はおります。
- 議長 朝倉市の農業委員会としては、仮に認めるけれど、水は流しませんという条件付きで、認めていくかという話です。
- 9番 (窪山委員) そういう文書がないですよ。
- 議長 以前の定例会の審議の中で、大きな看板を設置する等条件を付けたことがありましたよね。そういったような感じです。こちらから条件を付けるようにする。
- 9番 (窪山委員) 農業委員会として条件をつけるのですか。
議長 そうです。それと同じような考え方です。
- 9番 (窪山委員) 賛成反対ではなくて、農業委員会としての条件ということをちゃんとしなければならぬ。
- 議長 反対している人がいるので、農業委員会の承諾で条件をつけて、県の方に提出する。
- 9番 (窪山委員) 自分としては、廻りの人が得られないことには、賛成できないのではないかと思います。
- 議長 基本、今は、了承はいらなくなっている。報告だけであって。でも、反対する人がいるので、認めていくには条件を付けて対応すればいいのではないかと。もう流しませんという条件をつけてから、進めようかという話です。
- 8番 (吉松委員) 水は、下から上に行くことはない。埋め立てするからダメといっているのですか。
- 議長 本当は、反対している人の農地の方が若干高い。現場を確認したとおり道路が見えていたと

ころが、地上げするところの一番南側になります。あっちの方が若干高かった。条件を付けとけば先々もめる（漏れる）ことはないと思われます。地上げも北側に流すように勾配を付けて対応するようになっていきます。

承諾をしていないところがあるので、条件を付けていったらどうかという話です。言うように、認めるとか承諾などは書類上はいらない。昔は宅地造成で、印鑑がないといけなかったが、今はいらない。説明だけになっている。それでいいのだけれど、今後、問題があった時が困るので、そういった条件をつけて、承認したらどうでしょうか、と提案しています。

18番 議 長 （林委員）全体としては、条件を付けたという形をとりたい。

9番 議 長 他に意見や質問は、ありませんか。

事務局 （窪山委員）1番委員がいったように、苗を植え替えるということはないのですか。埋まってしまうのではないですか。

事務局 （川波）この申請書に地上げ高50cmとなっています。県と現地確認をしたところ、結構ない箇所の方があつたみたいです。そこそこで高さを測ると困難であるので、超えませんという計画が提出されています。最大で50cmと記載がありますが、50cmない箇所の方が多かろうということで、県もメジャーで測っていました。

9番 事務局 （窪山委員）植えた状態で、地上げをされますか。

議 長 （川波）そうです。

議 長 暫時休憩します。

15時30分休憩

15時31分再開

議 長 それでは、会議を再開します。

審議番号1番について他に意見や質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号1番について、条件を付けて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 （窪山委員）審議番号2番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用目的は、共同住宅（2棟14戸）一体開発するものです。転用の理由は、既存共同住宅地の住宅建て替えに伴い、申請地の一部として整備するものです。第一種住宅地域。一体開発する住宅です。何年か前は野菜をつくっていたが、現在は物置のようになっていますので、始末書添付となっています。農地法の運用につきましては、用途地域が定めている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8 番 挙手
議 長 8 番吉松委員。
8 番 (吉松委員) 審議番号 3 番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅進入路及び農業倉庫。転用の理由は、住宅建築にあたり進入路を整備するもので、既存農業用倉庫の整理をするものです。始末書添付です。農地法の運用はその他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 3 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。39 ページお開きください。
次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。8 件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について担当委員の説明を求めます。
17 番 手嶋委員。
17 番 挙手
(手嶋委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用の目的は、庭園(敷地拡張)。転用の理由は、経営する●●庵利用客の鑑賞庭園を拡張するものです。譲渡人の所有地と譲受人の所有地がありお互いに交換するものです。交換した後、庭園として柚子 6 本を植え、お客さんに活用してもらうということでございました。参考事項ですが既存敷地が 6, 108 m²。農地法の運用については、その他の農地に該当致します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 1 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。
次に、審議番号 2 番について担当委員の説明を求めます。9 番 窪山委員。
9 番 挙手
(窪山委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、住宅分譲 8 区画。転用の理由は、申請土地周辺は宅地化がすすみ、住環境がよいため、宅地を造成して収入を得るものです。参考事項ですが、第一種低層住居専用地域です。農地法の運用ですが、用途地域が定められている農地に該当します。契約は売買です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
32 番 (大隅委員) ありません。
議 長 審議番号 2 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。

次に、審議番号３番について担当委員の説明を求めます。９番窪山委員。

９番挙手

９番 （窪山委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は露天駐車場。転用の理由として、隣接宅地でネイルサロン、車洗車を開業する予定であり、事業用地を設けると駐車場が不足するためです。参考事項は、第一種住居地域、駐車場です。契約は贈与です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。

３２番 （大隅委員）ありません。

議 長 審議番号３番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。

次に、審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番窪山委員。

９番挙手

９番 （窪山委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は貸家住宅。転用の利用として住宅を建築し、子に無償で貸すものです。契約は売買です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号４番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。

次に、審議番号５番について担当委員の説明を求めます。６番小島委員。

６番挙手

６番 （小島委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置き場及び露天駐車場。転用の理由は、本社から近いことから資材置き場等として整備をするものです。参考事項として、駐車場トラック２台となります。雨水排水は自然浸透です。農地法の運用についてはその他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号５番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。

次に、審議番号６番について担当委員の説明を求めます。８番吉松委員。

８番挙手

８番 （吉松委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅（敷地拡張）です。転用の理由は、測量により既存住宅の敷地の一部が農地に入っていたため整理をするものです。参考事項、住宅１棟です。始末書添付です。農地法の運用については１０ha以上の一団の農地（集落接続）に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。審議番号６番

について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は承認いたします。

次に、審議番号 7 番について担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。

8 番挙手

8 番 (吉松委員) 審議番号 7 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在、借家住まいで申請土地周辺の環境が好ましいことから住宅を建築するものです。参考事項としましては、居宅 1 棟 107.65㎡。農地法の運用については、10ha 以上の一団の農地（集落接続）に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 雨水、下水はどうですか。

8 番 (吉松委員) 雨水は側溝、下水は道路に下水道があるので接続させます。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 7 番について質問や意見はありませんか。

16 番 (畑委員) 契約の状況はどうですか。

8 番 (吉松委員) 契約は売買です。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は承認いたします。

次に、審議番号 8 番について担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。

8 番挙手

8 番 (吉松委員) 審議番号 8 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、モデルルーム用露天駐車場です。転用の理由は、隣接宅地の建物をモデルルームとすることに伴い、来客用駐車場を整備するものです。契約は売買です。農地法の運用については、朝倉支所から 300m に該当します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 8 番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は承認いたします。

41 ページをお開き下さい。

次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明

審議番号 1 番については、推進機構への売り渡しとなります。以上 1 番です。経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号 1 について質問や意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第７号は承認とし、市長に通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 １６：１５)